

緊急時作業被ばく限度引き上げ中止と原発再稼働中止を求める全国署名

原子力規制委員長 田中俊一 様
厚生労働大臣 塩崎恭久 様

政府は、「国策として原発を推進し福島原発事故を招いた責任」を省みず、重大事故が起きることを前提に原発の再稼働を進めようとしています。

川内原発1・2号機の審査書(案)作成後の昨年7月30日、田中俊一原子力規制委員長は突然、「現在、緊急作業時の被ばく線量限度を100ミリシーベルトとして規制を行っているが、それを超えるような事故が起こる可能性を完全に否定することはできない」と被ばく限度引き上げをはじめ緊急時作業に関する「見直し・検討」を提案しました。厚生労働省は5月15日から、原子力規制委員会は5月21日から、「緊急時に被ばく限度を250ミリシーベルトに引き上げるための法令改定案」のパブコメを開始し、原発再稼働を見込んで事態は急展開しています。

原発重大事故が起きれば、通常作業とはけた違いの被ばくが強要されます。緊急時作業被ばく限度の250ミリシーベルトへの引き上げは労働者の安全と健康を一層危険にさらします。原発労働者は「重大事故を前提とする原発再稼働・原発維持の犠牲」に供されようとしています。これは労働者の人権蹂躪であり、労働安全衛生法の労働者保護の法体系を破壊するものです。原発を再稼働しなければ、「重大事故による破滅的な状況の回避のために高線量被ばくが必要になる」ことなどありません。

厚生労働省の検討会報告書では、福島原発事故の緊急作業で大量被ばくしその後通常被ばく業務から離れている労働者について、2016年4月から通常被ばく業務従事を認め、合計して生涯1000ミリシーベルトを超えないよう被ばく管理するとしています。大量被ばくした労働者に更なる被ばくを強要するのではなく、被ばく労働以外の職場・生活を保障すべきです。

現在、福島原発では毎日7000人もの労働者が動員され、被ばくが増え続けています。作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件の監視・是正指導を行うべきです。

申し入れ事項

1. 緊急時被ばく限度を引き上げないこと。関連する法令改定作業を中止すること。
2. 緊急時被ばくと通常被ばくによる、生涯1000ミリシーベルト容認を撤回すること。福島原発事故の緊急時作業で大量被ばくした労働者に被ばく労働以外の職場・生活を保障すること。
3. 福島原発被ばく労働者の作業の安全確保、被ばく低減、健康管理・生活保障、雇用条件監視・是正指導を行うこと。
4. 原発を再稼働しないこと。再稼働認可を撤回し、適合性審査を中止すること。

名前(個人、団体)	住所	カンパ

6月30日に第2次集約までの4,322筆を提出しました。署名は継続し、被ばく限度引き上げ阻止を最後まで闘います(政府は来年4月1日法令施行予定)。第3次集約8月末、第4次集約10月末、その後も継続します。

取扱い 団体	
-----------	--

呼び掛け：双葉地方原発反対同盟、フクシマ原発労働者相談センター、原水爆禁止日本国民会議、全国被爆2世団体連絡協議会、原子力資料情報室、川内原発建設反対連絡協議会、島根原発増設反対運動、原発いらん！山口ネットワーク、原発さよなら四国ネットワーク、原発はごめんだヒロシマ市民の会、反原子力茨城共同行動、若狭連帯行動ネットワーク、I女性会議、原子力行政を問い直す宗教者の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡・集約先：原子力資料情報室 東京都新宿区住吉町8-5曙橋コーポ2階B Tel：03-3357-3800
ヒバク反対キャンペーン 兵庫県姫路市安富町皆河1074 建部暹 Tel&Fax：0790-66-3084

緊急時被ばく限度の250 ミリシーベルトへの引上げ反対！ 重大事故が起きることを前提にした原発再稼働反対！ 全国署名にご協力ください

緊急時被ばく限度の引上げは、労働者の人権蹂躪であり、
労働安全衛生法の「労働者保護」体系を壊し、憲法違反です！

250mSv は原爆の爆心から 1.7 ㎞の被ばくに相当

250 ミリシーベルト (mSv) は原爆の爆心から 1.7 ㎞での何の遮へいもない場合の被ばく線量に相当し、被爆者には下痢、出血斑、脱毛等の急性症状が生じました。

厚生労働省は、私たちとの交渉では、100～150 mSv で精子数減少など急性放射線障害が出ることを認めましたが、「250mSv 以下では重篤または永久に続く急性放射線障害は起こらない」と強弁しました。

これは被爆の実相を無視するもので、労働者を「下痢、出血斑、脱毛などの急性障害」の危険にさらし、将来にわたり白血病・ガン等の健康障害の発生を高めます。



今回の限度引き上げは 250mSv というとんでもないものですが、原子力規制委員会は 7 月 23 日の放射線審議会で、「法令上は限度とするが、参考レベルという考えも考慮して運用する」との方針を示しました。つまり、250mSv をさらに超えて被ばくさせても「運用として容認する」というのです。250mSv への引き上げも、250mSv を超える限度の運用も、絶対に許してはなりません。

重大事故を前提にした原発再稼働は絶対ダメ！

原発を再稼働しなければ、被ばく限度引上げなど必要ない！



**重大事故前提の
再稼働はやめてくれ**

**どうなってるんだ
俺たちの人権は**



原子力規制庁は、「審査をして再稼働を認めるが、万々が一に備え被ばく限度を引上げる」と言っています。万々が一にも原発重大事故は起こしてはなりません。フクシマを繰り返してはなりません。

厚生労働省は、緊急時被ばく限度の引上げは「労働者保護の観点からは逆行する」、「上げずにすむなら、上げたくない」と言いながら、「原発重大事故による破滅的事態の回避の為には、労働者の健康リスクと周辺住民の生命・財産を守る利益を比較して判断する」と正当化し、労働者の人権を蹂躪しています。原発再稼働反対運動と連帯して緊急時被ばく限度引上げ中止を政府に迫りましょう！

250mSv への引き上げと連動して、内閣府は「防災業務関係者の安全確保」の名目で、住民避難の誘導にあたる自治体職員や、民間の運転手の放射線被ばく管理の検討を始めました。年 1mSv の線量限度が見直される恐れがあります。原発を再稼働しなければ被ばく強要の原発防災業務など全く必要ないのです。